

高砂市公衆無線LAN利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市民及び来訪者が情報を取得し、又は発信する際の利便性の向上、行政からの情報発信力の強化及び災害時における活用のため高砂市（以下「市」という。）が整備したインターネット接続環境（以下「公衆無線LAN」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格等)

第2条 公衆無線LANを利用することができる者は、この規程に定める事項に同意した者とする。

2 公衆無線LANを利用することができる者は、個人とし、法人その他の団体による組織的な利用は認めない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りはない。

(利用料)

第3条 公衆無線LANの利用料は、無料とする。ただし、公衆無線LANを使用するために必要なパソコン、スマートフォン、タブレット端末等（以下「パソコン等」という。）の機器及び公衆無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、利用者が負担するものとする。

(公衆無線LANの機能)

第4条 公衆無線LANの機能は、次に掲げるものとする。

- (1) 市からのお知らせ等の情報配信機能
- (2) インターネット接続機能

(利用施設及び利用時間)

第5条 公衆無線LANを利用することができる施設及び時間は、別に市長が定める。

(公衆無線LANの利用条件)

第6条 公衆無線LANの利用条件は、次のとおりとする。

- (1) 公衆無線LANに接続することができる機能を搭載したパソコン等の機器は、利用者が準備すること。
- (2) 利用者が準備したパソコン等の機器に供給する電源は、利用者が準備すること。
- (3) 公衆無線LANの利用に際しては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守すること。

- (4) 公衆無線LANを利用するためのパソコン等の機器の設定及び操作は、利用者が行うこと。
- (5) 公衆無線LANに接続するパソコン等のセキュリティ対策等は、利用者が行うこと。
- (6) 他の来庁者の迷惑とならないよう配慮すること。
- (7) 公衆無線LANの利用に関し利用施設が定める事項又は利用施設の職員の指示に従うこと。

(利用手続)

第7条 利用者は、公衆無線LANに接続し、WEB ブラウザに表示されるログイン画面及びユーザー登録画面に必要な事項を入力することにより、利用を行うものとする。

(禁止事項)

第8条 利用者は、公衆無線LANの利用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者及び市の著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 他の利用者、第三者及び市の財産を損傷し、若しくは滅失する行為又は損傷し、若しくは滅失するおそれのある行為
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者及び市に不利益若しくは損害を与え、又は与えるおそれのある行為
 - (4) 誹謗中傷する行為
 - (5) 公序良俗に反し、若しくは公序良俗に反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 営利を目的とした行為又は営利事業を援助する行為
 - (8) 法令に特別の定めがある場合を除くほか、選挙運動又はこれに類する行為
 - (9) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
 - (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、公衆無線LANを通じ、又は公衆無線LANに関連して使用し、又は提供する行為
 - (11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、当該利用者、他の利用者又は第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、市は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に周知することなく、公衆無線LANの利用を中止することができる。

- (1) 公衆無線LANのシステムの保守及び工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、公衆無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 公衆無線LANのシステムに係る設備やネットワークに障害が発生するなどやむを得ない理由があると認める場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公衆無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると認める場合

2 公衆無線LANの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、その理由を問わず、市は、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第10条 市は、公衆無線LANの機能及び利用者が公衆無線LANを通じて得る情報等の完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 公衆無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、公衆無線LANを通じて登録、提供又は収集がされた利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等によるデータの破損又は漏えいその他公衆無線LANに関連して発生した利用者の損害について、市は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 無線LANに接続する機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、WEB ブラウザ等によって、公衆無線LANを利用できない場合があっても、市は、一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が公衆無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者がこの規程の規定に違反した結果、市が損害を被った場合は、利用者は、その損害を賠償するものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月8日から施行する。